

第 64 号議案

土地及び建物の処分について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

土地及び建物の処分について

下記のとおり土地及び建物を処分する。

記

1 土地の表示

所 在 静岡県伊東市八幡野 1151 番 36  
地 目 宅地  
地 積 11,815.91 平方メートル

2 建物の表示

所 在 静岡県伊東市八幡野 1151 番 36  
構 造 鉄筋コンクリート造地下 1 階付 2 階建 (建物 1)  
木造、コンクリートブロック造 1 階建 (建物 2)  
コンクリートブロック造 1 階建 (建物 3)  
コンクリートブロック造 1 階建 (建物 4)  
鉄筋コンクリート造 1 階建 (建物 5)  
床 面 積 延床面積 3,017.79 平方メートル (建物 1)  
延床面積 143.50 平方メートル (建物 2)  
延床面積 21.00 平方メートル (建物 3)  
延床面積 93.44 平方メートル (建物 4)  
延床面積 9.00 平方メートル (建物 5)

3 契約の方法 一般競争入札による契約

- 4 処分金額 金 6,216 万円
- 内訳 土地 金 6,216 万円
- 建物 金 0 円
- 5 契約の相手方 渋谷区神南一丁目 22 番 9 号
- 株式会社NSグループ
- 代表取締役 荻野勝朗

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 65 号議案

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事  
外壁改修工事  
サッシュ改修工事  
防水改修工事  
鉄部塗装改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 4 億 6,200 万円
- 4 契約の相手方 大田区蒲田四丁目 45 番 9 号  
小川建設株式会社  
代表取締役 小 川 健
- 5 工 期 契約有効の日から令和 8 年 11 月 27 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 66 号議案

大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 12 億 1,176 万円
- 4 契約の相手方 中央区新川一丁目 17 番 22 号  
松井建設株式会社 東京支店  
取締役常務執行役員支店長 金子 勇
- 5 工 期 契約有効の日から令和 11 年 7 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 67 号議案

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 34 億 1,000 万円
- 4 契約の相手方 大田区蒲田三丁目 23 番 7 号  
株式会社マサルファシリテーズ  
代表取締役 山 崎 栄一郎
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 10 月 29 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 68 号議案

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－1、2ほか）取壊し工事請負契約  
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－1、2ほか）取壊し工事請負契約  
について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－1、2ほか）取壊し工事  
校舎取壊し工事  
外構撤去工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 2,791 万円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目 2 番 14 号  
金沢商店株式会社  
代表取締役 金 沢 宗 浩
- 5 工 期 契約有効の日から令和 8 年 7 月 31 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 69 号議案

教師用指導書（中学校）の購入について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

教師用指導書（中学校）の購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- 1 購入の目的 教科書の採択に伴う、教師用指導書（中学校）の購入
- 2 購入する物品 教師用指導書（中学校） 1,228冊
- 3 契約の方法 随意契約による契約
- 4 契約金額 金 6,658 万 7,950 円
- 5 契約の相手方 大田区南千束一丁目 12 番 4 号  
東京教科書供給株式会社  
代表取締役社長 松 枝 武
- 6 納 期 令和 7 年 4 月 30 日

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

## 第 70 号議案

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約の変更について  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約の変更について  
下記のとおり契約の一部を変更する。

### 記

#### 1 変更する事項

契約金額及び工期

#### 2 変更する内容

##### (1) 契約金額

当 初 金 額	金 28 億 6,550 万円
第 1 回変更後金額	金 28 億 9,295 万 6,000 円
第 2 回変更後金額	金 29 億 661 万 8,000 円
第 3 回変更後金額	金 29 億 8,307 万 9,000 円
第 4 回変更後金額	金 30 億 789 万 5,000 円
今回変更後金額	金 36 億 6,498 万円

##### (2) 工 期

当 初 工 期	令和 6 年 3 月 14 日
第 1 回変更後工期	令和 6 年 11 月 7 日
第 2 回変更後工期	令和 7 年 2 月 7 日
第 3 回変更後工期	令和 7 年 3 月 26 日
今回変更後工期	令和 7 年 7 月 29 日

(提案理由)



令和4年第1回区議会定例会において議決された、呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約について、工事請負契約書約款第25条第6項（インフレスライド条項）を適用したこと及び近隣の住環境に配慮したことにより、立坑の掘削作業に要する日数が増加したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

## 第 71 号議案

大田区立馬込第三小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊しその他工事請負  
契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立馬込第三小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊しその他工事請負  
契約の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

### 記

#### 1 変更する事項

契約金額及び工期

#### 2 変更する内容

##### (1) 契約金額

当 初 金 額 金 5 億 930 万円

今回変更後金額 金 5 億 5,838 万 2,000 円

##### (2) 工 期

当 初 工 期 令和 7 年 10 月 31 日

今回変更後工期 令和 8 年 3 月 13 日

##### (提案理由)

令和 6 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立馬込第三小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊しその他工事請負契約について、アスベスト含有建材を処理する必要があるため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 72 号議案

都市公園を設置すべき区域の決定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

都市公園を設置すべき区域の決定について

下記のとおり都市公園を設置すべき区域を決定する。

記

- |   |       |                        |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 公園の名称 | 仮称羽田空港公園               |
| 2 | 区 域   | 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内 |
| 3 | 面 積   | 約 3.3ha                |

(提案理由)

都市公園を設置すべき区域を決定する必要があるため、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 33 条第 5 項の規定に基づき、この案を提出する。

# 都市公園を設置すべき区域図



第 73 号議案

大田区立元羽田児童公園の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立元羽田児童公園の廃止について

下記のとおり公園を廃止する。

記

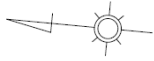
- |   |        |                    |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 廃止する公園 | 大田区立元羽田児童公園        |
| 2 | 所 在    | 大田区本羽田二丁目 10 番 8 号 |
| 3 | 面 積    | 228.27 平方メートル      |
| 4 | 廃止の期日  | 令和 7 年 6 月 30 日    |

(提案理由)

都営住宅の建替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立元羽田児童公園を廃止するため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 5 条の規定に基づき、この案を提出する。

# 大田区立元羽田児童公園平面図

大田区本羽田二丁目 10 番 8 号



都営本羽田二丁目アパート

## 案内図



第 74 号議案

大田区立南一児童公園の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立南一児童公園の廃止について

下記のとおり公園を廃止する。

記

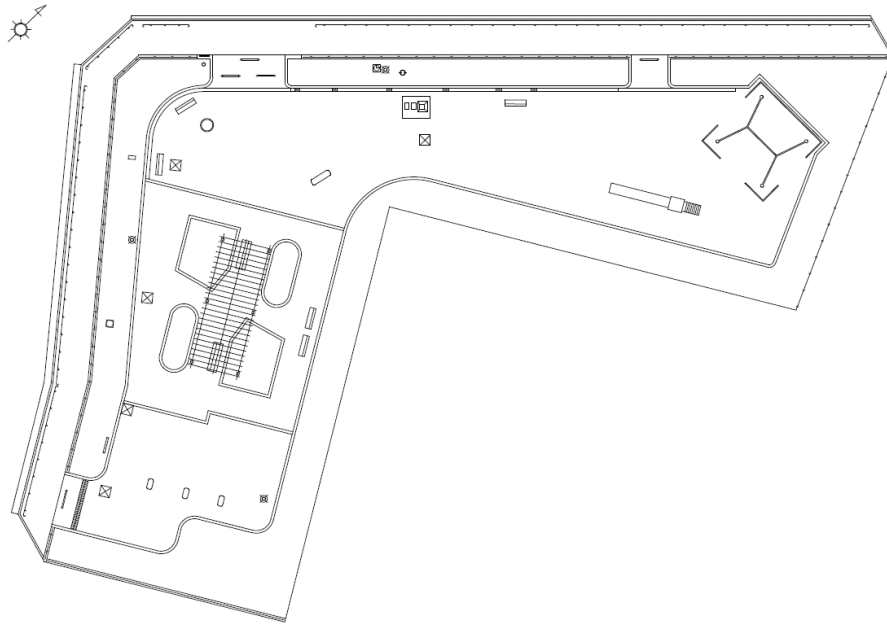
- |   |        |                     |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 廃止する公園 | 大田区立南一児童公園          |
| 2 | 所 在    | 大田区南蒲田一丁目 17 番 14 号 |
| 3 | 面 積    | 771.25 平方メートル       |
| 4 | 廃止の期日  | 令和 7 年 6 月 30 日     |

(提案理由)

都営住宅の建替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立南一児童公園を廃止するため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 5 条の規定に基づき、この案を提出する。

# 大田区立南一児童公園平面図

大田区南蒲田一丁目 17 番 14 号



## 案内図

